

神戸市あんしんすこやかセンター事業委託

公募型プロポーザル実施要領

2026 年 8 月

神戸市福祉局介護保険課

1 案件名称

神戸市あんしんすこやかセンター事業委託

2 業務内容に関する事項

(1) 目的等

本市では、高齢者の介護に関する総合相談窓口として、「あんしんすこやかセンター（＝地域包括支援センター）」を設置している。あんしんすこやかセンターは、高齢者等の地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的継続的な支援を行う地域包括ケアを推進することを目的としている。

この度、2027 年 3 月末で契約期間が終了するため、2027 年 4 月以降の全圏域について運営する法人を募集する。

(2) 業務内容

- ・地域支援事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号二、第 2 号、第 2 項各号（第 4 号除く）、第 3 項各号に掲げる事業、介護保険法第 115 条の 48 第 1 項、第 2 項に定める会議の設置及び支援体制の検討）
 - ・認知症の人にやさしいまちづくり条例第 10 条で定める事業
 - ・地域支え合い活動推進事業
 - ・神戸市独自事業及びその他厚生労働省令で定める事業
- ※詳細については、仕様書を参照すること。

(3) 委託料

介護保険法第 115 条の 45 に基づく事業及び厚生労働省令の定める事業に係る委託料
詳細については 2026 年 9 月 8・9 日に開催する公募説明会にて説明する。

(4) 委託期間

2027 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日まで
※契約は単年度ごとに締結するものとする。

(5) 募集圏域およびその状況

別紙 1 「2027 年度あんしんすこやかセンター圏域一覧」

別紙 2 「圏域ごとの状況一覧表」

※あんしんすこやかセンターの名称については、神戸市から指定する。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

(2) 委託料の支払い方法

仕様書のとおり

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 留意事項

- ・受託者が介護保険法及びこれに関連する政省令等に定められた事項を遵守しない場合等は、運営協議会に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。
- ・やむを得ない事由で、2（4）に規定する委託期間中の運営辞退を検討する場合は、以降の運営辞退を希望する年度の1年前までに市へ申し出ること。
- ・介護保険制度の改正等により、委託業務等に大きな影響が見込まれる場合は、変更契約で対応する。

4 応募要件【次の（１）から（３）をすべて満たすこと】

(1) 応募資格

あんしんすこやかセンターの運営を円滑かつ安定して実施できる法人で、次の要件を満たす法人とする。

- ① 応募圏域内もしくは当該圏域の隣接圏域内（区内）にあんしんすこやかセンターを設置（予定も含む）すること。
- ② 神戸市内において、介護保険サービスを提供する事務所・事業所を有し、かつ3年以上(2026年10月1日現在)の介護保険サービスの提供実績があること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない者であること。
- ④ 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑤ 直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の滞納がないこと。
- ⑥ 代表者及び役員の中に破産者、及び禁固以上の刑に処された者がいないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中の法人でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員または代表者として、もしくは実質的に経営に関与している法人でないこと、また役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている法人でないこと。その他、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月市長決定）第5条各号に該当する法人でないこと。
- ⑨ この公募に応募しようとする日から過去6年以内に、本市のあんしんすこやかセンターの委託契約を解除した者でないこと。

※応募受付後でも、審査・選考までの間に上記項目に抵触した場合は審査対象外とする。

(2) 人員の配置

次の職員を配置できる法人であることとする。（いずれも2026年9月末時点で資格要件を満たしていること）

- ① あんしんすこやかセンター運営要綱に基づく保健師等、主任介護支援専門員等、社会福祉士等

② 地域支え合い活動推進事業実施要綱等に基づく地域支え合い推進員

※詳細については、仕様書及び要綱を参照すること。

(3) その他

次の業務を実施できる法人であることとする。

① 指定介護予防支援業務

あんしんすこやかセンター受託法人は、指定介護予防支援事業者（介護保険法第115条の22）の指定を受け、介護予防支援事業を実施すること。

※詳細については別冊資料を参照すること。

② 要介護認定の更新申請に係る調査

あんしんすこやかセンターに指定居宅介護支援事業所を併設設置し、要介護（要支援）認定の更新申請に係る調査（介護保険法第28条、第33条）を、別途単年度ごとに受託し、実施すること。

※詳細については、別冊資料を参照すること。

5 業務を行うにあたっての基本的事項

(1) 関係法令の遵守

受託者自らの責任において、日本国憲法、地方自治法、労働基準法等労働関係法令、介護保険法及び同法関係法令、老人福祉法及び同法関係法令、個人情報保護法、神戸市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例、神戸市指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、神戸市情報セキュリティポリシーその他関係法令等を遵守すること。

(2) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律の適用を受けるため、業務上知り得た個人情報は適切に保護される必要がある。個人情報を取り扱う際には、当法律を遵守すること。

(3) 守秘義務

業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、本業務の目的外に使用したりすることはできない。委託契約期間終了後も同様とする。

(4) 業務の再委託の禁止

本業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、シルバーハウジングにおける高齢者見守り事業については一部再委託ができるものとする。その場合は、本市の承諾を得るものとする。

6 スケジュール

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 公募説明会参加申込締切 | 2026年9月1日 |
| (2) 公募説明会（ZOOM） | 2026年9月8・9日 |
| (3) 事前質問締切 | 2026年9月15日 |

(4) 質問に対する回答	2026 年 9 月 25 日
(5) 応募書類の提出期限	2026 年 10 月 5 日
(6) 選考結果通知	2026 年 12 月下旬 (予定)
(7) 契約締結・事業開始	2027 年 4 月 1 日

7 応募手続き等に関する事項

(1) 公募説明会の開催

公募要領等に関する説明会を以下のとおり開催する。

事前申込による公募説明会の出席が応募要件となるため、応募予定法人は必ず公募説明会に出席すること。

①開催方法

オンライン (ZOOM)

②開催日時

2026 年 9 月 8・9 日 (火・水) 14 時～16 時 (13 時 50 分 ZOOM 受付開始)

③申込締切

9 月 1 日 (火)

④申込方法

下記 URL にアクセスし申込する。

【URL】

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/ad389cc9625e4559f632256ed44235113d97113278e91d319cef21cff77a1551>

申込受付完了メールに、ZOOM の URL やパスワードを記載しているため、万が一メールが届かない場合は問い合わせ先へ連絡すること。

(2) 事前質問

事前質問がある場合は、以下のとおり行う。

①受付期間

2026 年 8 月 21 日 (金) から 2026 年 9 月 15 日 (火) まで

②質問方法

下記 URL にアクセスし質問する。

【URL】

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/ca89f64006d032bc678634ed53044588c7e0df641df9d04e982f16b794bf3171>

③注意事項等

- ・公募説明会参加申込者のみ事前質問を受け付ける。
- ・電話、口頭、メール等での質問は不可。(上記 URL からのみ受付可)
- ・事前質問は簡潔に記載すること。
- ・質問に対する回答は、説明会に参加した法人へメールで回答する。また、9 月 1 日までに提出されたもののうち、応募に際して必要な項目のみ、公募説明会にて説明

する。

(3) 提出書類

①～⑰をすべてデータ(PDF)で提出すること。

- ① 神戸市あんしんすこやかセンター応募登録申込書および誓約書(様式1)
- ② あんしんすこやかセンター設置及び運営に関する趣意書(様式2-1、2-2、2-3、2-4、2-5) ※枠内に記載すること。別紙添付不可。
- ③ 法人が神戸市内で提供している介護サービスの概要(様式3-1、3-2、3-3)
- ④ あんしんすこやかセンター設置情報(様式4)
※記載した内容(設置場所・開所日時等)は、運営期間中、原則変更不可。
- ⑤ あんしんすこやかセンター設置場所の平面図(様式5)
- ⑥ あんしんすこやかセンター設置場所の状況等のわかる現況写真(様式6)
- ⑦ あんしんすこやかセンター内の平面図(事務室・会議室等の配置及び市関係者の執務スペースの分かる図面)(様式7)
- ⑧ 職種ごとの配置職員(予定も含む)の履歴書(様式8)及び資格証
- ⑨ 指定介護予防支援事業所 従業者配置予定(様式9)
- ⑩ 法人登記簿謄本(申請日以前、3ヶ月以内に発行されたもの)
- ⑪ 定款、寄付行為等
- ⑫ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書(直近3年分)
- ⑬ 法人税、消費税及び地方消費税の申告書(直近1年分)
- ⑭ 法人の財務状況に関する書類[損益計算書、貸借対照表、会計監査人または監査役会により監査を受けた場合その監査報告書、資金収支計算書(任意様式10)、直近3年分]
※社会福祉法人は併せて下記文書を提出すること
 - ・自己資金にかかる残高証明書
 - ・事業活動計算書(直近3か年度)
 - ・借入金償還計画等一覧表(任意様式11)
- ⑮ 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要がわかるもの
- ⑯ 法人の事業実績等の概要がわかるもの
- ⑰ 法人代表者履歴及び役員名簿

※法人設立予定の場合は、⑩から⑰の書類について、現にそれに代わる書類でも可。

※応募書類の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) 応募書類の提出期限・提出方法等

- ①提出期限(新規応募・応募圏域変更)

2026年10月5日(月)

※期限後の新規提出は受付不可。

- ②提出期限(修正書類提出・応募辞退)

2026年10月13日(火)

③提出方法

下記URLにアクセスし、データで提出する。

【URL】

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/8e66b8ae22a2510fa4200169d3a7bcbfa181b6dbfb15f3a89cafacd72bf1d342>

④注意事項等

- ・応募書類の修正について、提出期限（修正書類提出・応募辞退）後は一切受付不可。
- ・応募状況等の問い合わせ及び提出書類内容の確認については受付不可。
- ・公募説明会参加申し込み時に入力した応募圏域を変更して応募する場合は、上記URLにアクセスし、申請区分に「新規応募（応募圏域変更）」を選択すること。
- ・応募書類提出後に応募を辞退する場合は、上記URLにアクセスし、申請区分に「応募辞退」を選択し、応募辞退届（様式12）をデータで提出すること。
- ・提出した書類データは返却不可。
- ・提出書類は、神戸市情報公開条例に基づき応募者の企業秘密的な項目等、非公開の取扱いとなるものを除き、公文書として情報公開の対象となる。

8 選考に関する事項

（1）選考方法

選考にあたっては、提出書類に基づき、神戸市地域包括支援センター評価委員会で応募した法人の評価を行い、市が候補法人を選考する。当該応募圏域において一定水準以上の法人を候補とし、複数の選考候補が生じた場合は選考候補の順位付けを行う。なお、同委員会及び介護保険課において必要と認めた場合には、法人の代表者に対して説明を求めることがある。

（2）選考基準

以下に示す評価項目ごとに公平かつ客観的に評価し、それぞれの点数を合計して200点満点で総合評価し最高得点者を選考する。

① 事務所等【30点】

- ・利用者の利便性
- ・施設内部の利便性

② 介護サービス等【45点】

- ・あんしんすこやかセンター運営評価
- ・市内における介護サービスの提供実績等

③ 職員配置【40点】

- ・保健師等
- ・社会福祉士等
- ・主任介護支援専門員等
- ・地域支え合い推進員

④ 事業計画等【70 点】

- ・設置の趣意
- ・運営方針（感染症および災害対策を踏まえたセンター業務の考え方を含む）
- ・事業計画（地域支え合い活動推進事業を含む）
- ・運営組織（24 時間相談体制の確保）
- ・医療等関係機関との連携に関する考え方
- ・地域との連携に関する考え方
- ・センターの安定運営に向けた体制整備の考え方

⑤ 法人の経営状況【15 点】

（3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、応募登録を抹消し、選考対象から除外する。

- ① 受付期間内に提出書類が全て提出されなかった場合
- ② 同一圏域に複数の提案を提出した場合
- ③ 公募要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ④ 本提案の採否の働きかけを行うなどの目的のために、応募者又はその関係者が直接又は間接に本市職員、神戸市地域包括支援センター評価委員会の委員などの本件関係者と接触をもった場合
- ⑤ その他、以下に掲げる行為があった場合
 - ア) 提出書類に虚偽又は不正がある
 - イ) その他不正な行為がある

（4）補足事項等

- ・応募内容と実際面で重大な乖離があった場合は、次順位の法人と入れ替わる場合がある。その際の費用弁償には一切応じない。
- ・選考に関する情報は一切回答しない。
- ・選考の結果、応募法人が最低限必要な基準に達していないと判断した場合は、候補者を選考せず、再公募を行う場合がある。
- ・受託が決定した法人の職員に神戸市が指定する職員研修を受講させること。
- ・本市では、毎年度委託業務の評価を行う。今回選考された法人が、次期公募に応募する場合、委託期間（2027 年度から 2032 年度）の評価結果に基づき一定の加点及び減点を行うなど、運営実績を次期選考に反映する。

（5）結果の通知

選考の結果（内示）を 2026 年 12 月下旬にメールにて通知する。その後、契約行為を行うことで正式決定とする。

※本契約に係る 2027 年度予算が成立しない場合は、この公募に基づく契約は締結しないことがある。

9 引き継ぎ

運営法人が変更となる場合、新規運営法人は4職種予定者を引き継ぎに従事させ、現運営法人から引き継ぎを受けること。

(1) 期間

2027年2月1日～3月31日

(2) 契約等

新規運営法人は神戸市と引継ぎ委託契約を締結し、引き継ぎに要する費用として、200万円を概算払いし、3月末に実施報告書の提出を受け、精算を行う（上限200万円、余剰が生じる場合は精算）。

(3) その他

別途、引継ぎ説明会を実施する。

10 問い合わせ先

神戸市福祉局介護保険課地域包括支援担当

担当者：白井、高井

電話：078-322-6329(直通)

メール：ansuko-ce@city.kobe.lg.jp